



山崎 雅俊 議員  
議員を派遣し意見交換や  
交流は大変重要

海外姉妹都市提携・友好都市締結については、都市選考過程から市と議会双方の責任において取り組んできた施策であり、戸田市議会にとって議員を派遣し、相手行政や議会との意見交換や交流をすることは、その施策を実施する上で大変重要なことである。

また、今年度、議会運営委員会において、議員の海外派遣について、その目的や日程、派遣議員の選考など、幾度となく議論を交わし、真摯に取り組んできたことから、海外姉妹都市への議員派遣に賛成する。

本田 哲 議員

市民の税金を使ってまで  
実施すべきか、再考を



本年度の海外派遣の実施検討に当たっては、議長が事前に各会派への聞き取りを行い、議会運営委員会の場で訪問行程案が示され、今までの在り方からは大きく前進したものと評価する。

しかし、本会議最終日に示された行程案は、まだ変更もあり得ることで、公費で議会から派遣するに足る事業なのかを判断することはできない。

今年の派遣目的である、昨年の市制施行 50 周年來訪に対するお礼は市代表団だけで十分役割が果たせること、姉妹都市提携 25 周年記念行事は表敬訪問と夜の歓迎夕食会だけで、特別な提携における新たな式典、手続き等もないと、中学生の相互交流の再開については国際交流協会がやるべき仕事であること、これら目的について考慮した結果、議会予算を使って訪問団を派遣することについては反対との結論に至った。

今後も議会の派遣事業は、全額市民の税金を使ってまで実施すべきなのか、再考すべきである。



姉妹都市訪問代表団  
(オーストラリア・リバプール市)  
議員派遣を決定(賛成21 対 反対4)

## 討論 >>>



三浦 芳一 議員  
行ったり来たりの交流が  
世界平和につながる

姉妹都市交流の趣旨について協定書では、「教育・文化・スポーツ・経済の交流を通じ、両市間の相互理解を深めるとともに、両国の親善に貢献するため姉妹都市として提携する」とある。戸田市は、開封市・リバプール市とは友好親善の歴史を積み重ね、大きな成果を出してきた。それは、行ったり来たりの交流を通して、お互いが知り合い、友情を深め、友人をつくっていくことが、ひいては世界平和につながっていくものと信じての、とても大事な事業の一つと考えているからである。

反対討論者は8月9日の議会運営委員会において、「基本的に29年度の海外派遣は、目的も行程も示されているので、実施してもいいのではないか」と、はつきり言っている。ところが突然反対に転じた姿勢は無責任であり、理解に苦しむ。

不安定な情勢が続いているとき、市民による民間交流、地方行政や議会の交流こそが、大きな世間的平和への潮流を築いていくことを確信し、賛成する。

熊木 照明 議員  
混迷を深めているときに  
こそ相互理解と親善を



今回の派遣は、議長が、今後の議員の海外派遣の在り方について、各会派から個別に意見を伺い、いずれの会派からも派遣を否定する意見はなく、派遣目的や人数、行程等について、各会派の意見の擦り合わせを十分に行えば、議員の海外派遣は可能であるとの認識に立ち、議会運営委員会で協議を進めてきた。また、目的を達成するための行程案を議長が作成し、議会運営委員会に提案、全ての会派から賛同を得た。

行程案について一部調整中であるが、派遣目的に沿った行程となるよう、さらに調整を進めていくことが確認されている。にもかかわらず反対討論者は、リバプール市が要望を受け入れなかつたことを反対の理由に掲げているが、相手の都合を考えない、自分勝手な要求であると考える。

世界情勢が混迷を深めているときにこそ、姉妹都市交流を通じて、相互理解と友好親善を深めることは、世界の平和と繁栄に貢献する、大変意義のある活動であり、賛成する。

## 市議会モニター募集

本会議や委員会を傍聴したり、議会  
だよりや議会ホームページをご覧いただ  
いたりして、意見や提言の提出などをし  
ていただきます。

**【応募資格】**次の①②の要件を満たしている方  
① 18歳以上の市内在住・在勤・在学している方  
(ただし、公務員は除く)

② 議会の仕組みとその運営、市政や地域社会の  
発展に関心のある方

**【募集人数】**15人以内

**【任期】**平成30年2月6日から1年間  
※報酬なし(図書カード進呈)

**【募集期間】**平成29年10月10日(火)～  
平成30年1月18日(木)

**【申し込み】**

「応募票」に住所、氏名、年齢、性別、職業、  
応募理由、自己アピール等を記入して、議会事務  
局へ直接持参、郵送、FAX、電子メールで応募  
してください。応募票は議会事務局で配布してい  
ます。ホームページからダウンロードもできます。  
※議会事務局の住所、FAX、電子メール、ホー  
ムページは、20ページの欄外をご覧ください。

**【選考方法】**

書類選考の上、決定し、結果は応募者全員へ  
通知します。

## 「防犯カメラ」 町会・自治会に補助金新設

歳出では、マイナン  
バーカード等の記載事  
項の充実に係るシステム  
ム関連経費の新規計上、  
町会防犯カメラ設置補  
助金の新規計上、早期  
不妊検査費助成金の新  
規計上など、歳入では、  
地方創生推進交付金の  
新規計上、教員養成・  
採用・研修の一體的改  
革推進事業国庫委託金  
の新規計上などで、歳  
出に対する不足額とし  
て、前年度繰越金を見

一般会計補正予算

込んだものです。

**A 町**会防犯カメラ設  
置補助金について  
①補正予算3千万  
円の内訳は②防犯力  
メラ設置後の運用や  
維持管理は。

①当該補助金は、  
町会・自治会が道路  
や公園などの公共の  
場所を撮影するため  
に設置する防犯カメ  
ラに対し、機器の購  
入や設置工事などに購  
入や設置工事などに購

係る初期費用を対象  
として、平成29年度  
から平成31年度まで  
の3年以内に、一町  
会等につき補助金を  
置を希望する町会等  
は25あり、1基当たり  
40万円を上限とし、  
かつ一町会等が設置  
できる基数を3基ま  
でとしたことによる  
積算合計が3千万円  
となる。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

**原案可決(全員一致)**

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

**〔請願の結果〕**

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が防犯カメラの管理、  
運用に関する基準を  
作成し、指定された  
管理責任者が画像を  
適切に管理すること  
としている。なお、電気  
代や電柱使用料等の  
維持経費は補助金の  
対象とならないが、

5年間の機器保障費  
用を対象として含め  
ている②維持管理は、  
町会・自治会が行う  
こととなる。運用に  
ついては、実施主体  
が